

令和3年度 第2回 大和市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時 令和3年6月17日（木） 午後1時30分から午後2時45分まで

場所 鶴間コミュニティセンター 2階 集会室

出席者 委員 9名、事務局 9名 傍聴者 0名

内容

1 開会

2 内容

1) 報告

(1) 地域包括支援センター委託状況について

2) 議事

(1) 介護予防支援の委託について

3) 地域ケア推進会議

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 令和2年度実施報告

(2) 「大和市認知症1万人時代条例（案）」について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料1 地域包括支援センター委託状況について

資料2 介護予防支援の委託について

資料3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について 令和2年度実施報告

資料4-1 大和市認知症1万人時代条例の制定について（骨子案）

資料4-2 大和市認知症1万人時代条例（案）について

議事の経過

1 開会

- ・事務局より、大和市地域包括支援センター運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数に達しているため、会議成立の旨を報告
- ・会長挨拶
- ・会長司会により、次第に沿って進行

2 内容

1) 報告

(1) 地域包括支援センター委託状況について

資料1に基づき事務局から説明

<質疑応答> な し

報告事項について、委員全員一致により了承とする

2) 議事

(1) 介護予防支援の委託について

資料2に基づき事務局から説明

<質疑応答> な し

議事事項(1)について、委員全員一致により承認とする

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 令和2年度実施報告について

資料3に基づき事務局から説明

<質疑応答>

委員:スライド8 要介護・死亡者の平均年齢についてですが、例えば、口腔機能の低下がみられる人の場合、栄養状態も悪いでしょうし、そうなれば運動機能も悪いと思います。様々なリスクには相関関係があるはずですが、栄養に課題があると死亡年齢が一番低くなることの関係について教えてください。

事務局:おっしゃるとおり、それぞれのリスクには相関関係がありますが、ここで示している数値は、それぞれのリスクに該当した方が、その後どれだけ重症化したかを調査した結果です。メタボ健診では栄養摂取が多い方に生活習慣病リスクが高いといわれますが、高齢の方はやせ過ぎの方のリスクが高いことを示しています。

委員:スライド30 後期高齢者の質問票と基本チェックリストのリスク該当項目比較についてですが、後期高齢者の質問票の該当者が9名に対して、基本チェックリストでは0名となっています。この差についてはどのように解釈すればよいですか。

事務局:こちらの結果は、後期高齢者の質問票の該当者と基本チェックリストの該当者を比較したものです。基本チェックリストのリスク該当基準の方が厳しくなっているので、該当者が少なくなっています。

委員:いずれかのリスクに該当した方の総数が27名で、その方々が該当したリスク項目の数がグラフの数値であり、該当者が複数のリスクに該当する場合があるため、グラフの数値が該当者数より多くなるということでしょうか。

事務局:そのとおりです。

他にご不明な点等ございましたら、お電話でお問合せ又は別紙「令和2年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績に関する意見書」にご意見と併せてご記載ください。

(3)「大和市認知症1万人時代条例(案)」について
資料4-1、資料4-2に基づき事務局から説明

<質疑応答>

委員:条例に強制力のある罰則等がありますか。

事務局:この条例は、「理念条例」として制定しており、施策を推進するにあたって皆さんと共にどのような役割をもって進めていくかを明記したものです。条例を定めた主旨は、市や事業者の連携についてあえて文章にして協力関係を築いていこうというものです。

委員:条例というルールのように感じられるが市民憲章と条例の違いは。

事務局:条例は、施策を進めていくにあたって目指す姿を明らかにしていき、かつ、連携をしていくための根拠となるものです。全国ではすでに11の自治体が認知症施策について条例化していて、その内容には共生や予防に注力していくなど様々なスタンスがあります。最近は、「地域と共生していくためにまちが目指す姿」を現す条例が多くなっています。

委員:平成28年に認知症に関する宣言を行っていると思いますが、あらためて条例を制定する意味とは。

事務局:宣言との違いは市民や事業者に役割をもってもらうことであり、条例化することによって連携を図ることを条例に明記することに意味があります。

委員:認知症の人の意見を聞けば良いという発想だけでは成り立たないですが、認知症の人を助ける内容となっていて良いのではないかと思います。

委員:条例の名称について、認知症1万人時代のまち条例とした方が、市として認知症についての取組を行うことがより明確になると思います。

事務局:名称については、わかりやすさとともに関心を持っていただくために言い切った名称としています。丁寧な説明を行い、条例についての理解を深めていくことが大切と考えています。

委員:条例の7つの基本的施策のうち、6番目の「認知症の人による発信及び参画の機会の確保」を強調して説明されましたが、何か特別な意味があるのでしょうか。

事務局:1~5番目の施策については、すでに実施しており、かつ、充実している施策です。6番目の施策についても実施していますが、国の方針である本人や家族の視点を重視するという点を我々も重視すべきと考えており、強化すべき点と考えています。

委員:「認知症の人による発信及び参画の機会の確保」について具体案はありますか。

事務局:今までの取り組みでは、若年性認知症の方ご自身に講演をいただいたことがあります。しかし、現状、講演会を行うのは難しい状況にありますので、市で発行する刊行物へのインタビュー掲載や一般の方向けの講座にお越しいただいてお話いただく、又は映像で紹介させていただくことを考えています。当事者の方々と相談しながら進めていければと思っています。

委員：認知症はかつて痴呆症と呼ばれ、認知症の人は社会と触れないようにしようという考え方でした。その後、社会と共存していきましょうという考え方になり、最近では共存していただくだけでなく発信していきましょうという考え方になってきています。

治療されるだけでも、ともに生きるだけでもなく今までの自身の経験を発信しながら、新しく認知症と診断される人たちに先輩としてアドバイスする。そういうことが含まれているのが今のやり方であり、この条例にも書かれています。

委員：介護事業所では重度の認知症の方と接することが多いです。この条例は、初期的な認知症の方を対象としている内容が多いように感じられますが、より重度な方にも目を向けていただくような内容を入れていただけるとありがたいと思います。

事務局：認知症の方の尊厳を守っていくなど認知症の方への対応や支援のあり方、支援しているご家族の立場に立って考えるといったことが内容に含まれておりますが、おっしゃるとおりのところがございます。ご意見ありがとうございます。

事務局：各委員からご意見がございましたとおり、認知症の施策にはシビアな部分もございます。そういった部分を含めて周知や理解促進が必要だと考えています。平成 28 年の宣言時点では備えを重視していましたが、この4月に認知症の人が1万人を迎えたところで当事者目線の施策の推進や発信を行うことが本条例のコンセプトです。理念条例となりますが当事者・関係者の皆さまの協力なしには施策の推進はできませんので、今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

4) その他

- ・次回開催は令和3年7月15日（木）午後を予定しており、決定次第通知します。
- ・議事録については、議事録（案）を作成し、各委員に確認していただいた後に委員名を削除し、市のホームページに掲載します。

3 閉会

- ・職務代理より閉会挨拶